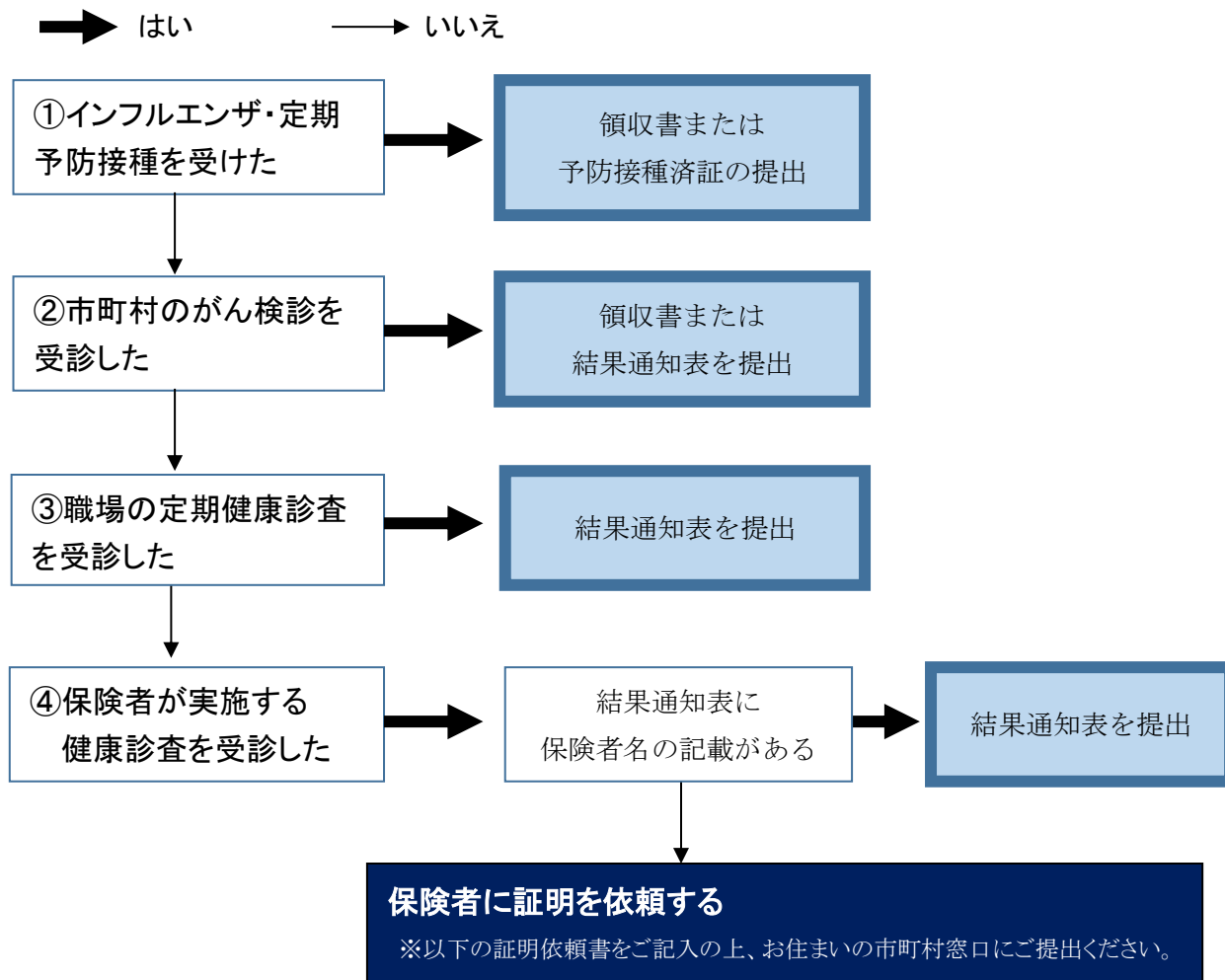


健康診査を受診した証明が必要なとき

後期高齢者医療に加入の人が、セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)を受けるにあたっては、一定の取組※を行うことが適用要件となっており、取組を行ったことを証明する書類が必要となります。

※一定の取組とは、インフルエンザ予防接種、定期健康診断、特定健康診査、がん検診等

次のフローに従って、①～④のいずれかの受診にかかる証明書類をご準備ください。



[特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の所得控除に関する証明依頼書【Word】](#)
(記入例) [証明依頼書【PDF】](#)

※いずれの証明書類も①氏名 ②取組を行った年(実施した年)(確定申告の対象年と取組を行った年は同一) ③事業を行った保険者・事業者・市町村の名称または受診医療機関の名称もしくは医師名が記載されていることが必要です。

セルフメディケーション税制について

健康の維持増進及び疾病予防への取組として一定の取組(インフルエンザ予防接種、定期健康診断、特定健康診査、がん検診等)を行う個人が、平成29年1月1日から令和8年12月31日までの間、スイッチOTC 医薬品の年間購入額が12,000円を超えた場合、その超える部分の金額(生計を一にする配偶者その他の親族の分も含む。上限金額88,000円)が所得控除の対象となります。

本税制の詳細については、厚生労働省ホームページをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000124853.html>